

茅ヶ崎銀座商興会会則

(目 的)

- 第 1 条 本会は会員の相互秩序の精神に基づき、会員のために必要な協同事業を行い、もって会員の自主的経済活動を促進し、且つその経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

- 第 2 条 本会は、茅ヶ崎銀座商興会と称する。

(地 区)

- 第 3 条 本会の地区は茅ヶ崎市新栄町一円とする。

(事 務 所)

- 第 4 条 本会の事務所は茅ヶ崎市新栄町2番3号茅ヶ崎ショッピングセンター501におく。

(規 約)

- 第 5 条 此の会則に定める他に必要な事項は総会の議決を経て別に規約で定めることが出来る。尚、会長は委員会活動に必要な委員を会員に委嘱する事が出来る。

催事委員委嘱規定

事務所運用規定

駐車券配布規定

管理財物維持管理規定

(事 業)

- 第 6 条 本会は第1条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 売出し、共同購入等販売促進に関する事業。
2. 商店街共同施設の設置及び営繕保守に関する事業。
3. 会員の福利厚生に関する事業。
4. 会員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は商店街事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供。
5. 全各号の事業に附帯する事業。

(会員の資格)

- 第 7 条 本会の第3条規定の地域に於いて店舗、事業所を有し、業をなす法人、個人とする。

但し風俗営業に関わる事業等については役員会等に諮り会員資格の可否を決める。

(加 入)

第 8 条 本会加入の申し込みがあったときは、役員会に於いて諾否を決し、その承諾を得て加入することが出来る。

(退 会)

第 9 条 当会が認める退会とは第 7 条の会員資格を遺する際に退会とし、規定の退会届を提出すること。尚、諸般の状況、事情等を鑑み退会の意志有る場合は、規定の退会届を会長に提出し役員会に於いて可否を決定する。この場合に於いて、会員が有する全ての権利を放棄したものとし、別に定める当会所有の管理財物の維持管理費を別途請求する。

(除 名)

第 10 条 本会の名誉を傷つけ犯罪その他著しく信用を失う行為のあった会員は除名することが出来る。

(会 費)

第 11 条 会員は別に定める会費を滞りなく納入するものとする。

(役 員)

第 12 条 本会は下記の役員をおく。

1. 会 長 1名 会長は全会員から選出。

任期は 2 年とし、再選はさまたげず。

2. 役員は各班より若干名選出する。

但し役員は第 7 条届け出による法人、個人の代表者又代表者に準ずる者とする。

(任 期)

第 13 条 本会役員の任期は 2 年とする。

補欠選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(総 会)

第 14 条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(役 員 会)

第 15 条 役員会は必要に応じて会長が招集する。

(会 計)

第 16 条 本会の事業年度は1年とし、毎年5月1日より始まり、翌年4月30日に終わる。

(慶 弔)

第 17 条 会員の慶弔に関しては、次の各号の基準により慶弔金等を贈る。

1. 本会に新規加入時に、記念品もしくはそれに準ずる物。
2. 会員が店舗を新築した時、記念品もしくはそれに準ずる物。
3. 会員本人、（法人に於いては代表者）配偶者、死亡時、香典10,000円とし、その他に関しては三役会に一任する。

その他 書式の規定化

入会申込書 退会届 事務所使用申込書 出金依頼書

本改訂の施行は総会終了時とする。